

# 令和5年度寒河江市さがえ未来人材育成支援事業【派遣事業】募集要項

## 1 趣旨

寒河江市では、市内の中小企業者等が社会構造の変化や社会課題等の解決に対応するために、新しい分野や技術に挑戦する産業人材を育成する取り組みを支援する事業を実施し、その対象者を募集します。

## 2 募集対象者

次の各号の全てに該当する者を募集対象者とします。

- (1) 市内に本社又は生産拠点を有する中小企業者等（※）であること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 寒河江市暴力団排除条例（平成24年市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していないこと。

※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者及び同法第2条第5項に規定する小規模企業者が対象となります。

## 3 支援の対象となる事業

募集対象者が、自社の正規従業員（※1）を企業、大学、職業訓練機関等（※2）に3か月以上派遣し、新しい分野や技術に挑戦する人材の育成又は共同開発を通して人材の育成を行う事業

※1：雇用期間の定めのない中小企業者等の従業員が対象となります。

※2：自社のグループ企業等（代表者が同一人物である企業、実質経営者が同一とみなされる企業又は会社法（平成17年法律第86号）に定義される親会社等若しくは子会社等をいう。）は除きます。

※派遣する期間は、連続する2年間で上限となります。

※交付決定日以降に実施する事業が対象となり、既に開始している場合は対象となりませんのでご注意ください。

## 4 事業の補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号の全てに該当する経費とします。ただし、補助対象事業について、国、地方公共団体又はこれに準ずる団体等から補助金等の交付を受ける見込みの場合は、その補助金等の額を補助対象経費から控除します。また、補助金の交付決定前に着手した事業は、補助対象外となり、経費として認められませんのでご注意ください。

- (1) 使用目的が事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- (2) 証拠資料等によって金額が確認できる経費
- (3) 以下に掲げる経費

経費区分	内容
役務費	派遣料、入学金、授業料
需用費	教材費
使用料及び賃借料	派遣に伴い正規従業員が新たに居住するために必要な住居費
賃金	派遣している間の正規従業員の賃金
その他	上記以外に市長が必要と認める経費

## 5 補助金の額等

補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）以内の額とし、連続する2年間で200万円（1会計年度あたり100万円）を上限とします。

## 6 応募の方法

### (1) 提出書類

- ア 交付申請書（規則第5条関係様式）
- イ 事業計画書（様式第1号）
- ウ 収支予算書（様式第2号）
- エ 派遣する正規従業員の雇用契約書の写し
- オ 派遣する正規従業員の履歴書
- カ 派遣先機関の概要が分かる書類
- キ 市税等の納税証明書
- ク 補助金振込先口座の通帳の写し
- ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### (2) 応募期限

- ア 第1次応募期限 令和5年3月9日（木曜日）
- イ 第2次応募期限 令和5年7月20日（木曜日）

※第2次応募は、交付決定事業が市予算に達した場合、実施しないことがあります。

詳しくは、市ホームページ等でご確認ください。

### (3) 提出先 市役所4階 企画創成課政策調整係

## 7 募集件数

2社程度

## 8 事業の決定

採択事業は、令和5年度寒河江市さがえ未来人材育成支援事業補助金審査要領に基づき、応募期間ごとにその内容について外部有識者等の審査を受け、決定します。審査にあたり、必要に応じて、事業実施者に対し事業内容の説明を求めることがあります。

## 9 その他留意事項

補助金の交付申請や支払い等については、「令和5年度寒河江市さがえ未来人材育成支援事業補助金交付要綱」に基づき手続きを行うこととなります。

### 【お問い合わせ・ご相談】

寒河江市企画創成課 政策調整係

電話：85-1413 FAX：86-7220

E-mail：seisaku@city.sagae.yamagata.jp